

令和7年度
枚方市議会 議会改革懇話会

報 告 書

令和8年（2026年）3月16日

目 次

はじめに	1
検討項目 1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書 について	2
検討項目 2 事務局の負担軽減について	3
検討項目 3 一般質問の時間について	5
検討項目 4 政務活動費について	6
検討項目 5 委員会のインターネット配信について	10
検討項目 6 政策力の強化・所管事務調査の活性化について	11
検討項目 7 議会のセキュリティ対策について	13
おわりに	14
開催状況	15
令和 7 年度枚方市議会議会改革懇話会名簿	17
令和 7 年度枚方市議会議会改革懇話会設置要領	18

はじめに

枚方市議会では、議会改革調査特別委員会や議会改革懇話会等を通して、時代に即した議会改革課題全般に関わる検討テーマについて、機動的に、スピード感を持って協議、検討し、実施に移してきました。また、コロナ禍を経て行動様式が変容した昨今にあつては、オンライン委員会の開催や、議案書や委員協議会資料のホームページ掲載といった議会のICT化等にも積極的に取り組んできました。

こうした中、令和5年度議会改革懇話会では、本会議のオンライン質問に係る国の通知を踏まえ、一般質問についてオンラインで実施できる環境整備を行ったほか、本会議における議案に対する表決態度の配信を開始するなど、都度、改善・改革を進めてきたところです。

かかる取組については、本市議会を取り巻く各種課題への対応や、議会活動のさらなる活性化に向け、継続的に検討し、進めていくべきものであることも踏まえ、今般、議長の発案により令和7年度議会改革懇話会が設置されたものです。

本懇話会は、各会派から選出された1名ずつの委員で構成し、正副議長提案の2件に加え、各会派提案の6件（正副議長提案との重複1件を含む）の検討項目について、活発な議論を重ね協議を行ってきました。今般、7件の検討項目について協議を終えましたので、報告させていただくものです。

なお、検討項目1から5までの5件については、それぞれこの間、既に中間報告を行っていますが、本懇話会での検討結果をより迅速に実施に移していただく観点から、簡素な形で取りまとめたものであり、この最終報告では、各検討項目について、協議結果を詳細に記載しています。

議長におかれましては、本最終報告の内容を参考にいただき、本市議会における今後の議会改革に生かしていただくようお願いします。

検討項目 1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

我が国では、地方議会議員の職務の重要性等を勘案し、政策的に地方議会議員年金制度が設けられていましたが、市町村合併に伴う議員数の削減などによる財政状況の悪化により、平成 23 年 6 月に廃止されることとなりました。しかし、制度廃止法案の採決に際し、新たな年金制度の検討を求める附帯決議がなされ、その後も、総務省自治行政局から、既存の被用者年金への加入を検討する場合の諸課題を整理した報告があったこと等を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入を求める動きが活発化しました。このような経過があり、全国市議会議長会から各自治体に対して、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について要請が行われるようになりました。

当該意見書案は、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになることは、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を行うことができる環境整備がなされることで、多様で有為な人材の確保に寄与するものであるとして、国に対しそうした法整備の実現を求める内容となっています。

本市議会においては、平成 28 年 10 月末、こうした全国市議会議長会からの要請を受け、各派代表者会議において協議がなされましたが、当該意見書を積極的に提出すべきという意見は出なかったため、提出は見送ることとされました。その後、令和元年度及び令和 5 年度にも、同議長会から同様の要請がありましたが、いずれも大阪府内市町村における同意見書の採択率の低さに鑑み、提出を見送る取扱いとされました。

しかしながら、以降も同様の要請は継続しており、また、本市議会においては本件に係る本格的な議論は行われていないことから、当該意見書の提出の是非について検討いただきたいとの趣旨で、正副議長から懇話会に諮問されました。

懇話会における協議では、令和 7 年 3 月 31 日時点で同意見書が、全国では 545 市区（66.9%）、大阪府内では、7 市（21.2%）、近畿では 53 市（47.4%）において採択されているといった状況や、本市議会議員が厚生年金に加入した場合の保険料（事業主負担額）の試算額などが示され、それらを参考に協議した結果、以下のような意見が出されました。

- ・全国的に見ると議員の成り手不足解消は社会課題となっており、意見書の提出に賛同する。
- ・意見書の目的は理解できるが、厚生年金加入に係る公費負担額が小さいものではないため、提出に賛同できない。
- ・意見書の採択状況は全国的には若干増えてきているものの、大阪府内においては変化が見られないため、現時点においては提出を見送るべきで

ある。

また、全国市議会議長会が示している案文に捉われず、内容を工夫しながら意見書案を作成できないかといった観点でも検討がなされ、他市の市議会で採択された意見書のように「公費負担の課題を整理しながら」といった趣旨の文言を追加すれば、賛同できるといった意見も出されました。

こうした議論が重ねられましたが、本項目については、意見書の提出について賛否ともに複数の会派があり、懇話会として一致した結論を見出すには至りませんでした。

なお、今後の社会情勢や他の自治体の状況を注視しながら、必要に応じ議論することを否定するものではないといった意見があったことを申し添えます。

検討項目 2 事務局の負担軽減について

昨今、デジタル技術の積極的な利活用によって枚方市役所全体で業務の効率化により業務量を削減し、もって市民サービスの向上を図るとする方針がある中、市議会事務局においてもより一層の業務効率化を図り、創出した時間をより付加価値の高い業務に充てることが求められています。しかしながら、議員の活動をサポートする市議会事務局という立場からは、こうした提案を具体的にを行うのは難しいのではないかと考えから、議会として事務局の負担軽減について検討してはどうかとの趣旨で会派から提案されました。

本件については、以下の項目について、具体的な提案があり、提案ごとに検討が行われました。

1. 諸会議の前日連絡の在り方について
2. 諸会議における机上のメモ、鉛筆の在り方について
3. 事務局作成書類の簡素化について
4. 行事や研修等の出欠連絡の方法について
5. 次期委員協議会に係る日程連絡の紙配付の効率化について

なお、4. 及び5. の提案については、1. から3. までの検討を進める過程において、追加で提案がなされました。

1. 諸会議の前日連絡の在り方について

本市議会では、諸会議がある前日に事務局職員が議員に電話連絡等を行っていますが、連絡がつくまで繰り返し行うことで、事務局職員、議員双方ともに少なからず負担となる状況にあります。そこで電話等での前日連絡に代えて、

他市でも導入が進んでいるコミュニケーション・ツールを活用してはどうかとの提案がなされました。

懇話会での協議では、コミュニケーション・ツールを利用することについて賛同する意見が大勢となる中、そもそも前日連絡は不要と考えるため、コミュニケーション・ツールの導入も不要ではないかとの意見もありました。しかし、前日連絡は、正当な理由なく議員が諸会議を欠席することのリスクを抑止する目的で行っているという事務局側の理由もあることが示され、最終的にコミュニケーション・ツールを活用して前日連絡を行うことで意見が一致しました。

なお、必要経費やセキュリティ面について懸念する意見がありましたが、コミュニケーション・ツールの導入にあたっては、既に全庁的に導入されているツールを活用することとなれば、スケールメリットによる経費の低減が図られるとともに市議会としての新たな負担は生じないこと、添付資料をダウンロードできないなどセキュリティ面で一定信頼性があること、また、事務局からの前日連絡以外にも、委員会ごとの情報共有や有事の際の安否確認などの連絡手段としても有用なツールになり得ることについて、事務局から説明があったことを申し添えます。

2. 諸会議における机上のメモ、鉛筆の在り方について

議会における諸会議が開催される際には、議場や委員会室などの出席者の机上にメモと鉛筆が配られるが、事務局の負担を軽減する観点から、出入口にまとめて設置し、必要な人だけ持っていく運用に変更してはどうかとの提案がなされました。

懇話会の協議では、提案に対する異論等はなく、メモと鉛筆は出入口にまとめて設置し、必要な人だけ持っていく運用に変更することで意見が一致しました。

3. 事務局作成書類の簡素化について

予算・決算特別委員会の委員長が報告する特別委員会事件審査報告書には、参考資料として全委員の質疑項目を抽出しまとめた「主な各会計別質疑項目」が添付されます。この「主な各会計別質疑項目」における項目作成事務については、事務局において、全委員の質疑内容の主旨を抽出した上で、簡潔な表現に要約するという手法で行われており、多くの作業時間を要していることから、事務局の業務量を考慮し、内容の簡素化を図ってはどうかとの趣旨で会派から提案がなされました。

懇話会の協議では、事務局から項目作成について費目別に何の経費に係る質

問であるかがわかるような表記とした見直し案が提示されたところ、見直し案の方がわかりやすく、会議録の検索性に優れているといった面があるといった意見や、作業時間が大幅に短縮できることでより付加価値の高い業務への時間確保ができるようになるといった意見があり、見直し案で問題ないとする意見が大勢となりました。

一方で、予算・決算特別委員会の会議録は公開まで非常に時間がかかっているといった課題があり、市民の知る権利を一定確保するためには現行案で作成すべきといった意見もあり、後に協議される予定の検討項目5「委員会のインターネット配信」の議論と結論を待って、本件について改めて協議を行うこととなりました。

後日の懇話会において、検討項目5の協議結果を踏まえた上で、改めて協議がなされ、特別委員会事件審査報告書の参考資料の取扱いについては、見直し案のとおりとすることで意見が一致しました。

4. 行事や研修等の出欠連絡の方法について

理事者側からの行事や研修等の案内に係る出欠連絡については、議員が事務局に電話や口頭で連絡をし、事務局から一括して所管課に回答しているところですが、事務局の負担を軽減する観点から、「L o g o フォーム」などのツールを用いてはどうかとの提案がなされました。

懇話会の協議では、提案に対する異論等はなく、行事への出欠連絡等については、適宜L o g o フォームの活用も含めて運用することで意見が一致しました。

5. 次期委員協議会に係る日程連絡の紙配付の効率化について

次期の各委員協議会の日程を記載した一覧表については、事務局の委員協議会担当者が各正副委員長と日程調整後、全ての委員に対して、委員協議会ごとに日程を網掛けしたものを紙で配付しているところですが、周知方法について効率化を図ってはどうかとの提案がなされました。

懇話会の協議では、提案に対する異論等はなく、委員協議会に係る日程連絡については、日程調整の上で会派等控室ごとに紙資料として1枚ずつ掲示をする運用に変更することで意見が一致しました。

検討項目3 一般質問の時間について

本市会議で実施している一般質問の持ち時間については、答弁を含めて1人30分とし、会派所属議員間での譲り合いを可能とする運用をしています。

このような持ち時間に答弁を含んだ運営では、突発的な質問をした際に答弁が想定より長くなった場合において、質問時間を削らざるを得ない状況となり、伝えたい質問や意見を十分になし得なかったという事例も発生しています。また、過日行われた議員研修会において、講師が一般質問の持ち時間について答弁時間をカウントせず、質問時間のみをカウントする方式を推奨されたことも踏まえ、こうした運用へ見直すことについて検討してはどうかとの趣旨で会派から提案がなされました。

懇話会における協議では、以下のような意見が出されました。

- ・ 持ち時間に答弁時間を含めた現在の運用は、会議全体の時間を予想できるため、安定した議事運営を確保する観点から、現行の運用を継続すべきである。
- ・ 持ち時間に答弁時間を含めた現在の運用では、いわゆる答弁調整を行わざるを得ない。議員と理事者がお互いに緊張感をもって一般質問に臨めるよう、答弁時間を含めない運用とすることが妥当と考える。
- ・ 持ち時間に答弁時間を含めない運用とすることで、会議時間数の増大が懸念される点については、これまでの質問時間の実績を勘案して、例えば質問時間を20分と設定するなどすれば影響は抑えられると考える。

このような議論が重ねられる中、試行的に答弁時間を含めない運用で実施した上で諸課題を議論してみてもどうかとの提案もありましたが、現行の運用を継続すべきであり、試行実施の必要はないとの意見も出され、一般質問で持ち時間に答弁時間を含めない運用とすることについて、懇話会として一致した結論を見出すには至りませんでした。

検討項目4 政務活動費について

政務活動費の使途基準等について、本市議会においては、これまでも議会改革懇話会や議会改革調査特別委員会等、様々な場で議論され、適切な見直しがなされてきたところですが、今般、以下1. 及び2. については正副議長から懇話会に諮問され、1. 3. 及び4. については会派から提案がなされました。

1. 事務所費の取扱いについて
2. ガソリン代の取扱いについて
3. 政務活動費の交付額を従前の水準（1人当たり月額8万円）に戻すことについて
4. 政務活動費マニュアルの見直しについて

1. 事務所費の取扱いについて

議員が政務活動のために設置した事務所の維持管理費用等に政務活動費を充当することは、判例でも認められており、多くの自治体でも、政務活動費対象経費として「事務所費」を認めているところです（中核市 61 市中 32 市が認めています（令和 6 年 8 月松山市調査））。

本市議会でも、かつては条例により「事務所費」を対象経費として規定していました。

しかし、平成 18 年度、他市においては政務調査費の支出に対する住民訴訟が行われ、本市議会においても、政務調査費の領収書の全面公開を求める請願が提出された（※平成 18 年 6 月 22 日不採択）という背景があり、各派代表者会議で政務調査費の使途基準の見直しについて議論を重ね、公私の区別がしにくい支出や誤解を招くおそれのある支出を中心に見直すという基本方針の下、「事務所費」を廃止し、代わりに「交通通信費」（月額上限あり）と「事務費」を新たに設定することとなりました。

以降、本市議会においては、事務所費は政務活動費の交付対象外となっておりますが、事務所を設置することは、自宅等での私的な時間と区別を行うという意味では公私の分離が行われており、政務活動費の使途の透明性確保に資するといった側面も考えられることから、選択の幅を広げる意味でも、政務活動費の対象経費として「事務所費」を加えてはどうかという趣旨で、正副議長から懇話会に諮問されました。

また、自宅において急遽市民の相談を受けることや、例えば、周囲の耳目がある喫茶店等で生活保護に係る相談を受けることが困難な場合があることに加え、遠方にお住まいの方や身体の不自由な方については、市役所で相談を受けることが難しい場合もあることから、事務所の設置及び政務活動費の対象経費として「事務所費」を加えることが必要ではないかといった観点で、会派からも重ねて提案がされました。

懇話会における協議では、議員応接室や当該相談者宅において市民相談の対応は可能である、事務所の活用においては公私の区別が難しいことや過去の経緯を踏まえると事務所費の設定は必要がない、また、計上額も大きくなるであろうことから事務所費の設定は難しいなど、政務活動費の項目に「事務所費」を加える必要はないとする意見の会派が多くを占め、懇話会として一致した結論を見出すには至りませんでした。

2. ガソリン代の取扱いについて

本市議会の政務活動費マニュアルにおいては、領収書は、収支報告の「全てにおいて必要」であるものの、「レシート」等を領収書に代えることができる旨示されています。

この点、領収書（レシートを含む）には、一般に「宛名（名宛人）」「発行年月日」「金額（値段）」「ただし書（内容）」「発行者名」の記載が必要とされているところですが、主に交通費のガソリン代を計上する際に添付されるレシートについては、宛名が記載されていなくても収支報告書の添付書類として認められているところです。

しかし、地方自治法第 100 条第 16 項や政務活動費交付条例第 8 条において、政務活動費の「透明性の確保」の必要性が謳われ、さらには本市議会基本条例第 18 条第 2 項においても、「議員は（略）政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負う」ことが定められる中、宛名のないレシートを収支報告書の添付書類として認めることは望ましくないと考えられます。

そこで、ガソリン代を計上する際の根拠資料として、宛名のないレシートではなく、宛名を明記した領収書（レシートを含む）を添付し、加えて、ガソリン代の計上に係る活動記録（自動車による移動を要する活動の記録）の添付もしくは使用目的の記載等を義務づけるべきではないかという趣旨で、正副議長から懇話会に諮問されました。

懇話会の協議では、レシートへの宛名記載の義務づけについて、市民からの誤解を防ぎ、透明性を確保するためにも宛名を記載すべきであるといった意見や、不正防止の意味でも、宛名記載に加えて当該ガソリンスタンドの従業員からの捺印等をもらうといった対応までが必要であるといった意見が出る一方、使途の透明性確保は当然重要であるものの、ガソリン代の計上に際しては3分の1の案分とする運用により一定の妥当性を確保しているといった意見や、宛名は誰でも記入することができるため、実質的に透明性を向上するには限界があるといった意見が出ました。

本件については、賛否ともに複数の会派があり、懇話会として一致した結論を見出すには至りませんでした。

また、活動記録の添付等については、何らかの形で活動記録を添付していく必要があるといった意見が出る一方、3分の1の案分計上とした経緯を踏まえると活動記録添付等は必要がないといった意見や、仮に活動記録添付等を義務づけた場合、個人情報に近い情報を記載せざるを得なくなることに加え、膨大な量の記録を行う必要が生じることからも、取扱いを変更する意義が乏しいといった意見、また、どの程度詳細な活動記録であれば説明責任を果たせるか

という明確な基準を設けることが難しいため、透明性確保と実務負担のバランスを考慮し、現状の運用が妥当であるといった意見が出ました。

本件については、活動記録の添付等を行う必要はないとする会派が多くを占め、こちらについても、懇話会として一致した結論を見出すには至りませんでした。

3. 政務活動費の交付額を従前の水準（1人当たり月額8万円）に戻すことについて

政務活動費の交付額について、本市議会においては、様々な社会背景を踏まえた各派代表者会議の議論を経て、平成18年度、議員1人当たり月額8万円から月額7万円への減額が行われました。

しかし、その当時と比較し、令和7年4月1日現在の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、約1.15倍にまで上昇しています（※仮に7万円に1.15を乗ずると、8万500円となります）。また、中核市の政務活動費平均額を参照すると、同年4月1日現在では、1人当たり月額換算で8万8,890円、府内でも8万3,571円を示すところです。

こうした状況に加え、政務活動費については、社会経済情勢の変化に伴う活用方法の多様化も考えられることから、本市議会の政務活動費も、1人当たり月額8万円程度に戻すことを検討してはどうかという趣旨で、会派から提案されました。

懇話会の協議では、物価高騰や水道料金の福祉減免廃止の議論が行われる中、政務活動費の引上げについて市民理解を得るのは難しいといった意見や、議員全員が交付された政務活動費を全額活用しているわけではない現状を考えると、交付額が必ずしも不足してるとは言えないといった意見等、政務活動費の交付額は現行のままでよいとする意見の会派が多くを占め、懇話会として一致した結論を見出すには至りませんでした。

4. 政務活動費マニュアルの見直しについて

近年、デジタル技術の発展は目覚ましく、スマートフォンアプリを活用した広報・広聴手段をはじめ、政務活動の手法は多様化が進んでいます。

また、物品購入やサービス利用等の際の決済手段についても、従来から見られる現金やクレジットカード等以外にも、社会全体のキャッシュレス化を反映した多くの手法が活用されているところです。

これらの状況に対応し、各議員が時代に即した政務活動を行うことができるようにするため、政務活動費の使途基準については見直しが必要ではないかといった趣旨で、会派から提案されました。

事務局からは、現行の政務活動費マニュアルの最終改訂が平成 28 年 3 月であることもあり、その記載内容が実情にそぐわないことから、条例の範囲内における解釈、運用の中で対応していることなど、一定の説明がありました。

その上で、事務局から、こうした会派からの提案や時流を踏まえたマニュアル内容の見直しを図りたい旨の申し出があり、現行の基準に大きな変更を加えることなく全体の見直しを行ったマニュアルの改訂案が示されました。

懇話会では、改訂案の内容に異論等はなく、令和 8 年度からの政務活動に適用することで意見が一致しました。

検討項目 5 委員会のインターネット配信について

本市議会では、平成 23 年 6 月の定例会から一般質問及び代表質問の録画映像のインターネット配信を開始し、平成 29 年 9 月定例会からは議案審議も含め本会議全てにおいて、ライブでの中継及び録画映像のインターネット配信を行っています。

一方で、予算・決算特別委員会や常任委員会等の委員会については、ライブでの中継、録画映像ともにインターネット配信は行っていません。過去には、平成 27 年度の議会改革調査特別委員会で、委員会のインターネット配信について協議されましたが、新たな設備導入に多額の経費が必要であるなどの理由により実施には至りませんでした。

このような経過はあるものの、多くの市が委員会のインターネット配信を行っているという現状があることから、市民の利便性の確保や議論の情報公開を進める観点で、委員会のインターネット配信について、あらためて検討すべきではないかとの趣旨で会派から提案がなされました。

懇話会での協議においては、まず、事務局から委員会を「映像配信」した場合と「音声のみで配信」した場合について、デモンストレーションがあり、それらの実施にあたっては既存の設備や機器（タブレット）で対応でき、新たな費用負担は発生しないことを確認しました。

これを踏まえ、委員会のインターネット配信を行うべきであるかについて協議し、予算・決算特別委員会については、全会派がインターネット配信を行うべきとの意見で一致しました。一方、常任委員会やその他の特別委員会については、配信しても問題ないとする意見と、予算・決算特別委員会のみ配信とすべきという意見がともに複数会派からあり、懇話会として一致した結論を見出すには至りませんでした。

次に、予算・決算特別委員会のインターネット配信の実施手法について、映像配信とするか、音声のみで配信とするかについて協議し、映像配信とするこ

とで全会派の意見が一致しました。また、ライブ配信とアーカイブ配信（録画映像の配信）の取扱いについて、事務局の作業負担増を懸念する意見がありましたが、対応可能な範囲の作業量であることが確認されたため、ライブ配信、アーカイブ配信（録画映像の配信）ともに実施することで、全会派の意見が一致しました。実施に係る具体的な概要は次のとおりです。

- ・ オンライン会議システム及びユーチューブを利用し、映像は事務局所有のタブレットで撮影する。
- ・ ライブ配信では、議場（傍聴席）のパソコン端末を経由する必要があるため、委員会の開議中は新たに議場（傍聴席）に職員を1人配置する必要がある（委員会開議中に議事運営係が事務室で行っていた作業を議場（傍聴席）で行うことで代えられるため、職員の負担が著しく増えるものではない）。
- ・ 配信画面の構成は、①質疑者（委員）のアップ、②理事者側全体を映し、それぞれの画面を横並びで表示する。理事者側の発言者をアップにするなどの画角の操作はできないため、会議中、前列の理事者が常に映っている状態となる。
- ・ アーカイブ配信時は、ユーチューブに搭載されている字幕機能が活用できる。

検討項目6 政策力の強化・所管事務調査の活性化について

本市議会では、4つの常任委員会（総務、教育子育て、市民福祉、建設環境）を設置し、各常任委員会は、本会議から付託された議案や請願等を審査するほか、所管する市の事務に関する調査（以下、「所管事務調査」といいます。）を実施しています。

近年の所管事務調査の実施方法や所管事務調査報告書等の成果物作成に係る実施状況から、議員の成果物を作成する意識の希薄化やノウハウの継承が困難となっていく状況を懸念し、精力的に活動することを改めて確認、共有していきたいとの趣旨で会派から提案がなされました。

なお、成果物としては、報告書に限定するものではなく、委員会として条例案を作成することや委員長が当該所管事務調査のテーマに関し代表して一般質問を行うこと等、幅広い視点で想定している旨の考えも示されました。

懇話会における協議では、以下のような意見が出されました。

- ・ 報告書等の取扱いについては、各委員会で所管事務調査の実施状況や内容に応じて、正副委員長判断で適切に対応しているものであり、報告書

や意見一覧が作成されなくとも、各委員が一般質問に活用するなどしており、成果物がないということではない。

- ・所管事務調査のテーマに関し委員長が代表して一般質問を行うことについては賛同できない議員もいると思う。また、代表して質問を行うには、全委員が合意した内容でなければならないと考える。
- ・条例案の作成には相当の時間と労力を要するため、常任委員会の任期について等、根本的に考える必要がある。
- ・所管事務調査の成果物は、一般質問で活用するなどの目に見えないものから報告書等までと幅が広く、また、選定したテーマによっても最終地点が異なるのではないか。こうしたことを再認識した上で、成果物を意識してテーマを選定し、取り組む意識醸成ができればいいのではないか。
- ・所管事務調査については、現行においても精力的な活動は可能であり、各常任委員会の正副委員長を始め、委員間で合意して対応を決定しているため、議会改革として強化を図るというよりは、そのような意見があったことの確認に留めるべきではないか。

なお、所管事務調査の実施方法や成果物に係る各議員の認識が違いうように見受けられるため、整理すべきではないかとの意見があり、事務局から、下記のとおり所管事務調査の概要の説明がありました。

- ・所管事務調査…市政の発展に資するため、常任委員会が独自の権限において所管する部局の事務に関する能動的な調査を行うこと。
- ・所管事務調査の方法…特に定めがなく、本市議会では、これまで、①委員派遣による先進都市研修、②議員発議による委員協議会を開催し、勉強会や意見交換（執行部や学識経験者の出席を求める場合や、委員だけが出席し、委員間討議を行う場合がある）を行っている。
- ・所管事務調査の報告…委員会が所管事務調査を行っても、その経過や結果を議長に報告する義務はない。しかし、常任委員会が調査した結果を広く周知すべきと考える場合は、委員長報告を行うこともある。
- ・所管事務調査の成果としては、上記のような、①本会議での委員長報告（委員会としての考えをまとめ、報告書を作成）のほか、②意見一覧（委員会として一致した見解をまとめるものではなく、各委員の意見を一覧にしたもの）を作成し、執行部側に提出することや、③一般質問等における各議員による質問や意見の表明等がある。

このような議論が重ねられ、常任委員会の所管事務調査の実施方法や成果物について、議員が改めて理解を深めるとともに、今後も精力的に活動していくことを確認しました。

検討項目7 議会のセキュリティ対策について

市議会議員は、直接選挙によって市民から選ばれ、市民全体の代表者として議会の構成員となっており、広聴活動等によって得た様々な市民からの貴重な意見等を議員活動に生かすことを重要な使命の一つとしており、議員控室や議員応接室で頻繁に市民対応を行っています。

しかしその一方で、例えば、議員控室において議員が1人で市民の相談を受けている際に、双方の誤解などから、暴言や暴力を伴うトラブルに発展すること等が絶対にはないとは言いきれない状況があります。また、本市の議会フロアである市役所本庁本館4階には、本会議場、議員控室、市議会事務局事務室等が配置されており、動線上、議員控室には、外部から訪れた市民等が、一切の受付を経ることなく来訪することが可能となっています。

こうしたことから、現実問題として、上記のような場合を想定し、あらかじめ対策を講じておくことには、一定の合理性があると言え、当該議員が緊急事態であることを何らかの形で外部に発信できる手段等について協議すべきではないかという趣旨で、会派から提案されました。

また、事務局からは、セキュリティ対策の一例として、他部署において活用している緊急ボタン装置等についての説明がありました。

これらの提案等を受け、懇話会の協議では、市民等が議員控室に来訪する際、まずは事務局において受け付けるといったルールを設定し、必要に応じて事務局内の第1議員応接室で面会を行うなどの対応を行ってはどうかといった意見や、議員控室にインターホンを設置することについては反対ではないが、仮に、議員控室ごとではなく、議員全員の机に設置するというようなことになれば、そこまでの必要性があるかどうかについては、別に議論するべきであるといった意見等が出されましたが、懇話会として一致した結論を見出すには至りませんでした。

ただし、懇話会として、各会派の判断においてインターホン設置などの対策を講じることについては異論がなかったことも、併せて申し添えます。

おわりに

本懇話会の協議結果は、以上のとおりです。

つきましては、令和7年度枚方市議会議会改革懇話会設置要領第2条の規定に基づき、議長に報告いたします。

今後さらに議論を深めなければならない検討項目もありますが、本懇話会においては、各委員のご協力のもと、臨機に、かつ、スピード感を持って対応し、諮問された多くの項目について、方向性を示すことができたのではないかと考えております。

議長におかれましては、この報告書の内容を各派代表者会議に提示していただき、さらなる議会改革の実施へとつなげていただくよう、改めてお願いいたします。

令和8年3月16日

令和7年度 枚方市議会 議会改革懇話会
座 長 八 尾 善 之

開 催 状 況

開催回等	開 催 日	案 件 名
第 1 回	令和 7 年 6 月 27 日	1. 正副座長の互選 2. 検討項目について 3. 今後の懇話会の運営について
第 2 回	令和 7 年 8 月 1 日	1. 検討項目 1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について 2. 検討項目 2 事務局の負担軽減について 3. 検討項目 3 一般質問の時間について
第 3 回	令和 7 年 8 月 29 日	1. 検討項目 1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について 2. 検討項目 2 事務局の負担軽減について 3. 検討項目 3 一般質問の時間について
第 4 回	令和 7 年 9 月 26 日	1. 検討項目 1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について 2. 検討項目 2 事務局の負担軽減について 3. 検討項目 3 一般質問の時間について
第 5 回	令和 7 年 11 月 6 日	1. 検討項目 4 政務活動費について 2. 検討項目 5 委員会のインターネット配信について 3. 中間報告書（素案）について
第 6 回	令和 7 年 11 月 28 日	1. 検討項目 4 政務活動費について 2. 検討項目 5 委員会のインターネット配信について
第 7 回	令和 8 年 1 月 8 日	1. 検討項目 5 委員会のインターネット配信について 2. 検討項目 6 政策力の強化・所管事務調査の活性化について 3. 検討項目 7 議会のセキュリティ対策について

開催回等	開催日	案 件 名
第 8 回	令和 8 年 2 月 9 日	1. 検討項目 4 政務活動費について 2. 検討項目 5 委員会のインターネット配信について 3. 検討項目 6 政策力の強化・所管事務調査の活性化について 4. 検討項目 7 議会のセキュリティ対策について 5. 中間報告書（素案）について 6. 最終報告書（素案）について
第 9 回	令和 8 年 3 月 5 日	1. 検討項目 4 政務活動費について 2. 最終報告書（素案）について
第 10 回	令和 8 年 3 月 12 日	1. 最終報告書（素案）について

令和7年度 枚方市議会 議会改革懇話会名簿

(委員名は議席順)

職 名	氏 名	所 属 会 派
座 長	八 尾 善 之	連 合 市 民 の 会
副 座 長	松 岡 ち ひ ろ	日 本 共 産 党 議 員 団
委 員	松 本 佑 介	自 由 民 主 党 ・ 無 所 属 の 会
委 員	岡 市 栄 次 郎	大 阪 維 新 の 会 枚 方 市 議 会 議 員 団
委 員	田 中 優 子	公 明 党 議 員 団

令和7年度枚方市議会議会改革懇話会設置要領

令和7年6月27日制定

(設置)

第1条 枚方市議会（以下「議会」という。）の本会議及び委員会の運営方法の改善、議会活動の活性化の推進に向けた取組を実施し、もって地方分権やICTの進展など今日的状況により即した議会を実現するため、令和7年度枚方市議会議会改革懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 懇話会は、議長の求めに応じて、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、並びにその結果を議長に報告する。

- (1) 議会の本会議及び委員会の運営方法の改善に関すること。
- (2) 議会活動の活性化の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会の改革に関し議長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、委員5人以内で構成する。

- 2 委員は、会派の推薦に基づき議長が指名する。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、及び懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長が座長の職務を行う。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その運営は座長が行う。

- 2 懇話会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員がやむを得ず懇話会の会議に出席できないときは、その会派に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。この場合において、代理者は、委員とみなす。

(関係者の出席要求)

第6条 懇話会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、委員以外の議員その他関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議長の責務等)

第7条 議長は、第2条の規定により報告された内容について、各派代表者会議に提示するとともに、順次実施するよう努めるものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市議会事務局が担当する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、制定の日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の懇話会の会議は、議長が招集する。
- 3 この要領は、令和8年4月30日限り、その効力を失う。